

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

特定事業の選定

平成28年2月1日

浅川清流環境組合

浅川清流環境組合（以下「組合」という。）は、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）」に準じて実施することとし、同法第5条の規定により実施方針を策定し、平成27年11月6日に公表したところである。

このたび、本事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果を公表する。

1 事業概要

(1) 事業名

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

浅川清流環境組合 管理者 大坪 冬彦

(3) 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

(4) 事業目的

組合を構成する日野市、国分寺市、小金井市の3市では、これまで各々で可燃ごみを処理してきたが、日野市、国分寺市の施設は老朽化が進行しており、また、小金井市は平成19年3月に二枚橋衛生組合の焼却炉が運転を停止して以降、多摩地域で焼却施設を運営する団体に焼却処理を委託している状況である。そのような状況を鑑み、3市共同で新たな施設（以下「本施設」という。）の整備を行うこととした。

本事業は、ごみ処理施策をより効率的かつ効果的に推進するため、施設の設計・建設及び運営を行うことを目的とする。

(5) 本施設の概要

新可燃ごみ処理施設	建設予定地	東京都日野市石田一丁目210番地の2
	施設規模	全連続燃焼ストーカ炉方式：228t/24h (114t：2炉)
新可燃ごみ処理施設に関するその他施設	外構施設等	

(6) 事業内容

1) 事業方式

DBO方式

2) 事業期間

- ・設計・建設・試運転期間：平成28年11月から平成32年3月までの3年5ヶ月間
- ・運営期間：平成32年4月から平成52年3月までの20年間

3) 事業者の業務内容

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- 1) 本施設の設計
- 2) 本施設の建設
- 3) 測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要となる調査
- 4) 組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- 5) 環境影響評価に関する支援
- 6) 組合が行う許認可申請支援
- 7) 建設工事に係る許認可申請
- 8) 近隣対応（事業者が負担すべき範囲）

(イ) 本施設の運営に関する業務

- 1) 受付管理業務
- 2) 運転管理業務（焼却残さ等の副生成物の敷地内における運搬車両への積み込み含む）
- 3) 維持管理業務
- 4) 情報管理業務
- 5) 環境管理業務
- 6) 見学者対応支援、近隣対応（事業者が負担すべき範囲）、災害時対応等のその他関連業務

4) 事業者の収入

(ア) 本施設の整備に係る対価

組合は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JV等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 本施設の運営に係る対価

組合は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

2 組合が直接事業を実施する場合とDBOで実施する場合の評価

(1) 評価方法

本事業をPFI法に準じ、DBO事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じて組合の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、以下について評価を行った。

- ・ 組合の財政負担見込額による定量的評価
- ・ DBO事業として実施することの定性的評価
- ・ 事業者に移転するリスクの評価
- ・ 上記による総合的評価

なお、組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 組合の財政負担見込額による定量的評価

1) 組合の財政負担額算定の前提条件

本事業を組合が直接実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

(ア) 事業費などの算出方法

項目	組合が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
①利用者収入などの算出方法	—	—	—
②本施設の整備に係る費用の算出方法	施設整備費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合が直接実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・ DBO事業として実施する場合の費用は、組合が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
③本施設の運営に係る費用の算出方法	管理運営費 ・ 人件費 ・ 点検補修費 ・ 用役費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合が直接実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・ DBO事業として実施する場合の費用は、組合が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。

項目	組合が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
④資金調達にかかる費用の算出方法	交付金 一般財源 起債	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金については、プラントメーカーの見積から対象額を設定し、1/2または1/3を乗じて設定。 ・起債について、交付金対象内については交付金を控除した額に対して90%、交付金対象外については75%を充当する。償還期間15年（据置3年）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。
⑤施工監理費用	施工監理費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事費を踏まえて設定。
⑥その他の費用	—	アドバイザー費 モニタリング費 SPC経費 SPC利益・法人税等	<ul style="list-style-type: none"> ・DBO事業として実施する場合は、アドバイザー費、モニタリング費、SPC経費、SPC利益・法人税等を計上。

(イ) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	環境省その他で広く一般的に用いられている値を採用
②物価上昇率	0.0%	物価変動は考慮せず
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM: Value for Money の略。支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給する考え方のこと。ここでは、組合が自ら実施する場合とDBO事業として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

2) 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、組合が自ら実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、約8.25%の財政負担額縮減が見込まれる結果となった。

項目	値	備考
①組合が自ら実施する場合 (現在価値ベース)	11,869,373 千円	交付金及び売電収入を控除済み
②DBO事業として実施する場合 (現在価値ベース)	10,890,243 千円	交付金、売電収入及び 税金を控除済み
③VFM (金額)	979,130 千円	①－②
④VFM (割合)	8.25%	③÷①

(3) DBO事業として実施することの定性的評価

本事業をDBO事業により実施する場合、組合の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

1) 施設整備及び管理運営の効率化

本事業では、事業者が本施設の施設整備及び管理運営を一貫して実施することにより、工事と管理運営の連携を図ることが期待できるとともに、効果的・効率的な事業の実施が可能となる。

2) 長期的な視点に基づく管理運営内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、管理運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による管理運営内容の向上が期待できる。

3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、事業者が有するリスク管理に関するノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、約8.25%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条に準じて特定事業として選定する。